

令和4年度 第2回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和4年9月6日（火）午前10時から午前11時25分まで	
場 所	県庁本館4階 特別会議室	
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（13名） 荒巻 太枝子、石川 智士、井上 隆夫、亀井 暁子、木村 浩之、 小杉山 晃一、近藤 多美子、杉山 和陽、谷 幸則、伴 卓、藤川 格司、 牧野 正和、山本 早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（15名） 高畑くらし・環境部長、山田くらし・環境部長代理、 光信くらし・環境部理事、村松くらし・環境部参事、 渡邊くらし・環境部参事、宮崎くらし・環境部参事、 伊藤くらし・環境部参事、杉本環境局長、清環境政策課長、 諸田環境ふれあい課長、中山自然保護課長、片山廃棄物リサイクル課長、 大坪生活環境課長、太田水資源課長、太田衛生課長</p>	
議 題	<p>1 審議事項 ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定</p> <p>2 諮問事項 ・河川における環境基準の水域類型の見直しについて ・水源保全地域の指定について</p> <p>3 報告事項 ・温泉部会審議結果</p>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第2回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・審議事項 鳥獣保護区特別保護地区の再指定 【資料 2-1, -2, -3】 ・諮問事項 河川における環境基準の水域類型の見直しについて 【資料 3-1, -2, -3】 水源保全地域の指定について 【資料 4-1, -2, -3】 ・報告事項 温泉部会審議結果 【資料 5】 	

1 議事

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 部会の設置及び所属

(3) 審議事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(4) 諮問事項

- ・河川における環境基準の水域類型の見直しについて
- ・水源保全地域の指定について

(5) 報告事項

- ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 13 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 会長及び副会長の選出

(事務局) 静岡県環境審議会条例第 4 条第 3 項で、会長が会務を総理することとなっておりますけれども、御案内のとおり、本日は委員改選後初めての審議会となっております。まず会長の選任をしたいと思っております。

前会長の千賀委員が今回退任をされておりますので、前副会長の藤川委員に会長を決めるための進行をお願いしたいと存じます。藤川委員、よろしく願いいたします。

(藤川委員) 会長及び副会長 2 名は、条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、委員の互選によるものとされております。

会長につきまして、どなたか御推薦をいただけないでしょうか。よろしく願いします。

(委員) それでは、前副会長の藤川先生のほうに推薦のほう、させていただきたいと思っております。お願いいたします。

(藤川委員) ありがとうございます。

ただいま委員から、会長に、私、藤川を推薦する御発言がありましたが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(藤川委員) はい、ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、そのように決定いたします。

(事務局) それでは、この後の議事につきまして、規定に基づきまして、藤川会長にお願いいたします。藤川会長、一言御挨拶を、よろしく願いいたします。

(会長) 会長を務めさせていただきます藤川です。前会長の岩堀さんとか千賀さんに比べると、まことに微力なので、委員の皆様の御協力を仰ぎながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで挨拶とさせていただきます。

それでは、引き続き議事を進めたいと思っております。御協力をお願いします。

(会長) 続いて、副会長の選任につきまして、どなたか御推薦をいただけないでしょうか。

御推薦がないようでしたら、会長の私の考えを伝えさせていただいてよろしいでしょう

か。

環境審議会委員として、経験年数が私と同じ7年目となる方のうち、水質部会の部会長を務められてきた谷委員と、農業体験等の実践活動に長年取り組まれている名倉委員を副会長候補として推薦したいと思えます。御賛同いただけますでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。

なお、会長に事故があったときの職務代理の順序については、条例第4条第4項の規定によりまして、あらかじめ会長が定めることになっております。

職務代理につきましては、谷副会長、名倉副会長の順序でお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(3) 部会の設置及び所属

(会長) 議事の(2)「部会の設置及び所属」についてに移ります。

資料の11ページを御覧ください。

当審議会では、専門的見地から諮問内容について詳細な検討を行なうため、一覧表のとおり6つの部会が設置されております。各部会における調査審議事項は資料に記載のとおりです。

これらの部会への所属につきましては、条例第5条第2項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、私にお任せくださるようお願いいたします。

基本的には、これまで所属していただいていた部会へ属していただくように考えておりますが、皆様の専門等を踏まえて、どの部会へ所属していただくかを別途文書にて通知しますので、よろしくお願ひいたします。

なお、各部会長につきましては、条例第5条第3項の規定により、各部会委員の互選によって決定されるようお願いいたします。

(4) 審議事項

・鳥獣保護区特別保護地区の再指定

令和4年6月8日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区特別保護地区の再指定」について、前鳥獣保護管理部長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 次に、議事の(3)「審議事項」に移ります。

それでは、次第に沿いまして議事を進めます。

まず、「鳥獣保護区特別保護地区の再指定」につきまして審議を行ないます。

これについては、審議を鳥獣保護管理部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、前鳥獣保護管理部長から御報告をお願いします。

(前鳥獣保護管理部長) 審議事項につきまして、部会の検討内容について、御報告いたします。

今回の諮問に付された審議事項につきまして、愛鷹山地区の鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する諮問ということでもありますけれども、この特別保護地区は、1972年に特別保護地区として指定されて以来、更新を繰り返しまして、2022年に期限を迎えるものですから、新たに再指定をするということについての議論ということになります。

特別保護地区は10年という期限がありますので、今回更新されれば2032年までの再指定ということになります。

次のスライドで部会の議論についてお話したいと思えます。

部会で様々なコメントが出たわけなんですけれども、複数の委員から出た話としては、これまでの自然公園部会でもそうですけれども、鳥獣保護区につきましても、基本的には、それまでのラインをそのまま踏襲しながら再指定するというものがほとんどでしたが、今回の部会につきましては、「特別保護地区の面積を拡張することができるのか」というふうな意見が出されました。特に、今回の特別保護地区につきましては、例えばユネスコの計画にあるように、特別保護地区が真ん中で、その周囲を鳥獣保護区が囲むという、いわゆるコアエリアとバッファゾーンの形になっているのが理想ではないかという意見も出されまして、面積の拡張及び区画の見直しみたいなものをしてはどうかという意見が複数の委員から出されました。

これにつきましては、事務局のほうから、現地状況を改めて確認して、特別保護地区の指定範囲について精査した上で、必要があれば議論するという形で御返答をいただきました。

それを踏まえまして審議の結果、部会としましては、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として再指定することが適当であるという結論に達しました。

鳥獣保護管理部会からの報告は以上ですので、よろしく御審議、お願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ、順番に指名します。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員) すみません、1点教えていただければと思います。

今回の再指定につきましては、特に意見はないんですけれども、実際この保護区域が10年経って、何か大きな変化があったのかどうか。そのあたり、ちょっと教えていただければと思います。維持されているのか、ほかの影響に何か交代しているとか、そのようなもし状況がありましたら教えていただければと思います。

(前鳥獣保護管理部会長) 部会でもそういう問題が出ましたので、まずは部会での意見につきましてお答えしたいと思います。継続的に調査が行なわれている部分もあります。あるいは、調査期間が長いので、最新のデータがもう数年前というものもあるのですが、基本的に過去のデータにあったのに直近の調査では見つからないという生物種が何種類かいることは間違いありません。逆に増えているものもいるものですから、現状として、同じ区画で再指定することに問題はないと思うんですけども、万が一その減っている生物について、例えば絶滅危惧種であるとか、特に行政として注目すべき種であった場合には、その減少の原因を調べた上で、必要があれば、ただ単に指定するだけではなくて、中の保全対策もきちんとやるべきではないかという意見が出されたことを御報告しておきたいと思います。

(会長) ほかにございますか。

それでは、意見も1つありましたけれども、なさそうなので、お諮りします。

本案件については、部会報告書の結論のとおり、私から知事宛に答申することとして、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、そのように決定いたします。ありがとうございました。

(5) 諮問事項

・鳥獣保護区特別保護地区の再指定

令和4年9月6日付けで知事から諮問のあった「河川における環境基準の水域類型の見直し」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは次に、議事の(4)「諮問事項」に移ります。本日は諮問事項が2件あります。

まず、「河川における環境基準の水域類型の見直し」について、事務局から説明をお願いします。

(生活環境課長) まず、19ページの資料3-1を御覧ください。

生活環境課から、河川における環境基準の水域類型の見直しについて、お諮りいたします。

下記に記載のとおり、黄瀬川上流等5つの水域における環境基準の水域類型の見直しについて、本審議会に御意見を求めるものであります。

具体的な内容につきまして、2枚おめくりいただきまして、23ページの資料3-3に基づいて御説明いたします。

ページ番号の2を御覧ください。

環境基準についてであります。

「◎」で記載してありますとおり、環境基準は、健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めているものであり、国、県、市町が施策を講ずる上での目標となる基準であります。

河川における環境基準につきましては、表に記載のとおり、「健康項目」と「生活環境項目」の2種類が設定されております。

健康項目は、人の健康の保護に関する基準として定められており、有害物質である全シアンや砒素、水銀などの重金属や化学物質など27項目が指定されております。

生活環境項目は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌数の5項目が定められております。

特徴といたしまして、健康項目は、どの河川も全国共通の基準となっているのに対し、生活環境項目は、きれいなほうからAA、Aの順で、Eまでの6段階の水域類型を指定して、その類型ごとに基準値が設定されております。

基準値の詳細は、1枚おめくりいただきまして、24ページのページ番号3に記載のとおりであります。

ページ番号4を御覧ください。

水域類型の設定状況についてであります。左の上に記載のとおり、上水道など明確な利用目的がある河川や大規模な開発計画等、河川環境の大きな変化により汚濁の進行が予測される河川を指定することが環境省の通知で示されており、県内では42河川、60水域で水域類型を指定しております。

25ページのページ番号5を御覧ください。

昨年度の環境審議会で、水域類型の見直しに係る基本方針について答申をいただきました。

表の「対象とする水域」の欄に記載のとおり、連続して5年以上、上位の水域類型の環境基準を達成した水域について、上位の水域類型への指定の見直しを検討するというもので、水質部会での審議の上、決定することとしております。

ページ番号6を御覧ください。

表に記載のとおり、上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成した水域は18あります。

これらの水域の見直しに当たり、市町と連携して計画的に見直しを行なっていくため、本年度は表の右から3列目に記載のとおり、20年以上連続して上位の環境基準を達成した水域の見直しを行ないたいと考えております。

26ページのページ番号7を御覧ください。

環境審議会への諮問内容についてであります。上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域のうち、本年度は5つの水域について水域類型の指定の見直しをお諮りいたします。

ページ番号8は、見直し対象の5水域を地図に落とし込んだものであります。

27ページのページ番号9を御覧ください。

環境基準の水域類型の見直し（案）についてであります。

1段目の黄瀬川上流の現在の水域類型はBで、BOD 3mg/L以下の基準が設定されておりますが、5年連続して2mg/L以下となっており、1類型上位の環境基準を満たしておりますので、Aに見直したいと考えております。

2段目の黄瀬川下流と3段目の浜川は、現在Cですが、こちらは5年連続して2類型上位の環境基準を満たしておりますので、Aに見直したいと考えております。

4段目、5段目は、いずれも1類型上位の環境基準を満たしておりますので、瀬戸川下流及び朝比奈川下流はBをAに、馬込川上流はCをBに見直したいと考えております。

最後に、ページ番号10を御覧ください。

今後の予定につきましては、水質部会を2回開催させていただき、御審議いただいた上で、審議会への報告、答申、その後の河川管理者との協議を経て、告示を行ないまして、来年4月から新たな水域類型を適用していくという手順を進めていければと考えております。

私からの説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(会長) はい、ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。では、よろしくお願いします。

(委員) はい、ありがとうございます。2つほど確認させていただきたいと思っております。

1つは、BODについての数値は出ているのですが、それ以外の数値については今回示されていないということで、ほかの数値についてはどうなっているというか、どういう基準で考えられているのかという点と、今回ここで認めた場合に、今後細かな数値については水質部会のほうでもう一度再検討されるというステップになるのでしょうか。

ちょっと手順についてと、ほかのデータについての取り扱いについて、お教えいただければと思います。

(生活環境課長) 御意見ありがとうございます。

まず、最初の御質問につきましては、資料25ページのページ番号5のところの「対象とする水域」の欄に記載してありますとおり、まずはBOD75%水質値を達成した水域、これをその年度に、今年度審議する対象として河川を選定していく。

次のステップで、今委員御指摘のとおり、水質部会で、それぞれの項目について数値をお示した上で、具体的に指定を見直していくかどうかといったことを検討していくとい

うことは考えております。

(委員) 分かりました。それでしたら結構かと思えます。ありがとうございます。

(会長) ほかに、お願いします。

(委員) 水質類型の上位の類型に移すというのは、非常に喜ばしいことなのかなという気もするのですが、例えばこの20年なり、この基本方針にある5年の間に、何をすれば上がるのかというのか、あるいは具体的にこれらの河川でどのような対策が効果があったのかという、そういう具体的な政策みたいなものは何かあるんでしょうか。

(生活環境課長) 御意見ありがとうございます。

今、委員御指摘のとおり、まさに河川の水域をきれいにしていくためにはどういった手段が必要なのか、手法が必要なのかというのを検討していく必要があります。

そういったところで、今年度お諮りする際に、20年以上連続して上位の水域を達成しているといったような事例につきまして、個々に具体的にどのような環境のもとで水質が改善したのか。そういったところを流域の市町に確認しながら、その情報というのを皆様と共有しながら議論を進めさせていただきたいというふうに考えております。

(会長) よろしいですか。ほかに、質問等お願いします。

(委員) スライド番号9番にBOD測定値を示していただいていますけれども、平成29年度から令和3年度までデータがありますけれども、各年の数値に対して、測定回数と、季節変動につきましてデータがあればお教えいただけないでしょうか。

(会長) 事務局のほうでお願いします。

(生活環境課長) 申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんで、今回ちょっとそこら辺のデータというのはお示しできなくて申し訳ございません。

(委員) 確認なんですけれども、年1回測定されていますか。それとも、例えば春夏秋冬といったように何回か測定されていますか。

(生活環境課長) 失礼いたしました。

河川によって、どうやら調査の回数というのはばらばらになっているみたいでして、毎月1回、年12回測っているところもあれば四半期ごとに測っているところもあるというようなところもありまして、どうやら必ず複数回は調査しているようです。申し訳ございませんでした。

(会長) よろしいですか。より詳しくは、また次のときにでも話していただければと思います。

ほかにございますか。

(委員) ページ番号25番の5ページ、「水質測定結果の取扱い」で大腸菌数が入っているんですけれども、「不適合の場合は、水質部会で可否を検討」となっているんですけれども、大腸菌数は、測定の方法が変更になったばかりで、20年以上の、ほかの「BOD」「pH」「SS」「DO」などの項目よりも測定の回数が少ないのかなと思います。ちょっとこの辺は、水質部会のほうにお任せということになると思うんですけれども、また何か分かりましたら、どんな形で検討されるのかというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

(生活環境課長) 御意見いただきまして、ありがとうございます。

昨年度までは、実は「大腸菌群数」という評価項目がございましたが、昨年度の環境省からの通知で、技術の進歩から大腸菌の数を調べられるということになりまして、今年度「大腸菌数」という項目での調査というのは、実は過去5年あるかというとなくて、

つい最近から始まるものになります。委員御指摘のとおりであります。

一方で、「大腸菌数」を基にこういった基準、今後も考えていくというような方向になってはおりますので、その取扱いについて、また水質部会にお諮りしながら検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

(会長) よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

御意見も出尽くしたようなので、この件につきましては、公共用水域及び地下水の水質の保全に関する知識・経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。

つきましては、「水質部会」において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思いますがいかがでしょうか。オンライン参加の方は、御異議がある場合は、「挙手」ボタンにておっしゃってください。どうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、「異議なし」ということで、そのように決定いたします。水質部会では、先ほど出ました御意見を念頭に置きながら、整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

・鳥獣保護区特別保護地区の再指定

令和4年9月6日付けで知事から諮問のあった「水源保全地域の指定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 続いて、「水源保全地域の指定」について、水資源課長から説明をお願いいたします。

(水資源課長) 7月1日に施行されました、静岡県水循環保全条例第16条に定める水源保全地域の指定につきまして、環境局水資源課から諮問いたします。説明は着座にて失礼いたします。

資料のページ、前後して恐れ入りますけれども、31ページ、資料4-2が諮問文でございます。

戻っていただきまして、29ページ、資料4-1に諮問の内容をまとめた資料を添付しております。

なお、説明につきましては、資料4-3のPowerPoint資料に基づいてさせていただきます。

水循環保全条例について、概要を御説明させていただいた後、諮問事項である水源保全地域の指定について、御説明申し上げます。

資料33ページの下になりますけれども、静岡県水循環保全条例の概要について、御説明いたします。

条例制定の背景についてです。

地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等により、水循環が大きく変化しますと、洪水等の災害の頻発・激甚化、渇水の頻発・長期化、また生態系への悪影響等が懸念されます。

県民の生命・財産・生活、豊かな県土が脅かされることにもなります。

このため、健全な水循環を保全していくことが不可欠で、静岡県水循環保全条例を制定し、7月1日に施行となりました。

34ページの上側となります。

本条例の制定の目的ですけれども、健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与することです。

条例の基本理念といたしまして、健全な水循環の保全は適切に行なわれなければならないことや、将来にわたり持続的に行なわれなければならないことを定めております。

責務につきましても、基本理念にのっとり、県、事業者、土地所有者等、県民の責務について規定しております。

健全な水循環の保全に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、条例第8条に基づき、静岡県水循環保全本部を設置し、7月19日に第1回本部会議を開催しました。

下側となります。

健全な水循環の保全に関する基本的施策について、県は、効率的かつ持続的な水利用の推進を図るため、流域全体及び山間地域、農村地域、都市地域において取り組むさまざまな施策を進めるとともに、健全な水循環に関する県民等の理解を深め、活動を促進します。

35ページ上側となります。

流域水循環計画です。

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、流域ごとに

流域水循環計画を定めていきます。

下になります。

次に、水源保全地域です。

水源の保全のために、特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水源保全地域として指定します。

36ページになりまして、上側。

水源保全地域内で行なわれる土地取引や開発行為については、土地売買等の契約締結予定日や開発行為着手予定日の2か月前までに知事への届出が必要となります。

健全な水循環の保全のために、特に必要があるときは、届出者に対し指導を行いません。

静岡県水循環保全条例の概要については以上でございます。

続いて、下側のスライドになりますけれども、今回の諮問事項であります水源保全地域の指定について、御説明いたします。

先ほどの繰り返しになりますが、「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、水源保全地域として指定します。

水源の保全のため、水源涵養機能を有する地域で乱開発を防止するなど適正な土地利用を確保する必要があります。

37ページ上側になります。

森林は水源涵養機能を有していると言われております。

ここでは、洪水緩和機能、河川流量の安定機能、水質浄化機能を総称して水源涵養機能とします。

木の葉などからの蒸散、樹冠により遮断され地表に到達しない雨水の蒸発等により、雨水の一部が河川に流れ込まず大気中に蒸発散することで洪水が緩和されます。

森林が形成する土壤に雨水が浸透し地中をゆっくり流れることにより河川へ流れ込む流量を平準化し、洪水を緩和させるとともに河川流量を安定化させます。

また、一部は岩盤層の下まで浸透し、地下水が涵養されます。

このほか、森林土壤に水が浸透する過程で水質を浄化する機能も有しております。森林が保全されることで、これらの機能が維持され、健全な水循環が保全されます。

下のスライドになります。

森林の定義は、森林法第2条第1項において、木竹が集団して生育している土地や木竹の集団的な生育に供される土地と定められております。

森林法第2条第3項において、国が森林所有者である森林等が国有林、それ以外の森林が民有林と定められております。

38ページ上側になります。

森林法第5条第1項において、森林計画区における民有林につき、5年ごとに地域森林計画を立てることとされております。

同条第2項では、地域森林計画において、その対象とする森林の区域を定めるものとしております。

民有林は、地域森林計画の対象となる民有林と地域森林計画対象外の森林に分けられます。地域森林計画対象林は通常「5条森林」と呼ばれております。

下側のスライドになります。

水源保全地域は、下記の点を踏まえて指定します。

国有林は、国が森林として所有管理をしております。

地域森林計画対象外民有林は、森林法第5条の規定から、森林として利用することが相当でない民有林を指します。このため、5条森林の区域を水源保全地域として指定することとする案を取り決めました。

39ページの上段になりますけれども、黄緑色の着色部分が水源保全地域として指定しようとしております。森林法5条の地域森林計画対象森林でございます。

なお、濃い緑色の部分が国有林を示しております。

下側になりますして、水源保全地域の指定に関する今後のスケジュールであります。

本日の審議会、今後行なう水循環保全部会での御意見、御質問等を踏まえて、市町、河川管理者等から意見を聴取するとともに、地域の指定案を検討いたします。

12月に答申を行ない、1月以降に県の水循環保全部会議にて協議後、一般への公告縦覧を行ないます。

これらの手続の後、3月末に水源保全地域を告示いたしまして、告示日以降に届出制度の運用が開始されます。

以上で水源保全地域の指定についての説明を終わります。

ありがとうございました。

(会長) はい、ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。では、お願いします。

1つ私のほうからよろしいですか。

水源保全地域の指定、39ページの上のほうですけれども、この地域計画対象森林という、これ全部を指定するということですか。

(水資源課長) はい。地域森林計画対象森林、こちらで緑色で着色されている部分につきまして、現在指定するという案で諮問しようとしております。

(委員) 39ページのタイムテーブルの中で、意見聴取というのが幾つか出てきますけれども、民有林に関して所有者等の意見を聞くというのはどこになるのでしょうか。

(水資源課長) 意見聴取につきましては、先ほど御説明申し上げているんですけれども、各市町あるいは河川管理者から意見を聞きまして、あと最後に、こちらにつきましては、水源保全地域の指定の告示をすることになるんですが、そういったときに水源保全地域の周辺の方々からや、あるいは利害関係者からの意見を聴取するといったような機会は条例上設けてございます。

(委員) その意見を聞いた後に、修正をするなり何かフィードバックするような機会というのは設けられてないということになりますでしょうか。

(水資源課長) そうですね。地域住民の方々の御意見というのは、市町意見を今後また照会をかけていくものですから、そのときに反映させていただけるような、そういったところで周知をしていきたいというふうに考えております。

(委員) ああ、なるほど。県が直接聞くのではなく、市町及び河川管理者の方を通じて意見を吸い上げるという仕組みになっているという理解でよろしいでしょうか。

(水資源課長) そうですね。市町の方からの聴取といったことが主となるように考えております。

(委員) それは依頼されるというふうに理解してよろしいですか。

(水資源課長) はい。すみません。先ほど私、告示と言ったんですが、公告縦覧です。水源保全地域をして公告縦覧するものですから、そのときに先ほど言った水源保全地域の

周辺住民の方からや利害関係者からの意見を聴取するというような機会がございます。すみません。

(委員) すみません、ちょっと混乱しちゃったんですけど、市町村と河川管理者等から意見聴取をする際にも、住民の方の意見はここに反映されるということは想定されていると。

(水資源課長) そうですね。

(委員) その上で、公告縦覧のときに県が直接住民の方から意見を聞く機会があると。2つの段階があるというふうに理解してよろしいですか。

(水資源課長) はい、結構でございます。

(委員) ああ、分かりました。ありがとうございます。

(会長) はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。

(委員) 先ほど聞き漏らしたかもわかりませんが、35ページの上段にございます流域水循環計画というのがあります。今、この水循環計画というのは策定されているのかというのと、あと、これと今諮問されている水源保全地域の指定との関係というのは、具体的にどんな関係になっていくのかというのがちょっとわからなくて。教えていただければと思います。

(水資源課長) まず、1点目の流域水循環計画の策定については、現在まだ策定はしてございません。流域水循環計画の策定につきましては、来年度いろいろ流域情報の収集を整理しまして、来年度の12月以降から計画の策定に着手していくという、今予定にしております。

それと、水源保全地域と流域水循環計画の関係なんですけれども、水源保全地域につきましては、これまで御説明申し上げているとおり、健全な水循環を図るために、土地利用ですね。その水源地域を保全して、その地域における土地取引や開発行為について、届出制度を運用していくというために設ける地域指定のことでございます。

流域水循環計画については、その指定とはまた別に、各県内の流域ごとに循環計画をつくっていく。そういった健全な水循環を図っていく、将来あるべき姿。そのためにどんな施策を行なっていくんだというような計画をつくるものでございまして、地域指定とこの水循環計画との関連というのは条例上では定めておりません。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ほかにございますか。じゃ、意見等も。

(委員) 1点教えてください。

今回の静岡県水循環保全条例の概要というところで、34ページの上段に、やはりこの条例として、ポイントになるのは、第8条の、静岡県水循環保全本部というのがまず置かれると。恐らくその本部のもとで今回いろいろ議論が進められていくのかなと思うんですけども、39ページのタイムスケジュールの中で、この本部と、今度新しく水循環保全部会というのがこの環境審議会の下に設けられるということだと思っておりますが、この水循環保全部会と、この本部との関わり合いですね。意見のすり合わせというのが、このタイムスケジュールからはちょっとうかがうことができなかったんですが、恐らく事務局側のほうでしっかりとされるということですよ。確認です。

(水資源課長) はい。まず水循環保全部会というものは、知事を本部長といたしまして、県庁の内部で、部局横断で、これらの、今お話の出ております流域水循環計画ですとか水

源保全地域の指定、あるいは今後来年度から運用を予定しております届出制度のことについて、部局横断で情報交換をしていくという、そういった全庁内での組織ということになります。

部会につきましては、これは今ある環境審議会の中に水循環保全部会というものを設けて、今諮問しております水源保全地域の指定ですとか、部会で行なう業務につきましては、来年度の後半から準備していきます流域水循環計画の策定につきましては、また御審議をいただくものですから、そういった意見聴取をしながら、先ほど申しました水循環保全部とも協議して進めていくと。そういったような運び、進め方ということで考えております。

(委員) いや、これは感想です。感想なんですけれども、会長から、もう非常に率直な感想があって、私も同感なんですけれども、非常に広範囲の地点を一括して指定される場合に、やはりどこをどういう順序で指定していくのかという優先順位が必要になってくると思います。

恐らく、この本部のほうで、ある程度その優先順位であったり指定の方法論とか、そういうプロトコルがしっかりと決まってくるのかなと思いますので、そのあたり、また詳細が分かりましたら教えていただければと思います。感想でございます。

(水資源課長) はい。

(会長) よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございますか。いいですか。

ないようですので、この件につきましては、水資源の保全に関する知識・経験等を有する方々により、多角的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。

つきましては、「水循環保全部会」において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) オンライン参加の方、御異議がある場合は「挙手」ボタンでお知らせください。

はい。「異議なし」ということで、そのように決定いたします。

水循環保全部会では、先ほど出ました御意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

(6) 部会審議結果等の報告

・温泉部会審議結果

令和4年6月28日に諮問され、温泉部会部会で審議（7月15日）後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削、増掘及び動力装置の許可申請」について、部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次の議事の（5）報告事項に移ります。

本線部会の審議結果について、報告を求めます。なお、御報告いただく内容は、委員の皆様にも既にお知らせしているように、7月22日付けで知事に答申しておりますので、御承知おきください。

それでは、前温泉部会長、よろしくお願いたします。

(前温泉部会長) 令和4年7月15日に開催いたしました令和4年度第1回温泉部会の審議結果について、御報告申し上げます。

お手元の資料41ページ、資料5、「温泉部会審議結果（令和4年度第1回）」を御覧ください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく土地掘削・増掘及び動力装置の許可申請に係る第1号から第11号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、7月22日付けで知事に返答をいたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

それでは、御質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。じゃ、お願いします。

質問等はないということで、次へ進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定された議事は終わりとなりましたが、審議事項に関わらず、何か御意見、御質問等ございますか。どうでしょうか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。